

証券投資信託約款変更に関する書面決議のお知らせ

このたび、当社では、以下の追加型証券投資信託につきまして、2027年2月26日をもって投資信託約款の変更（以下「約款変更」といいます。）をすること（以下「各ファンドの議案」といいます。）に関して、2026年10月30日に書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

野村アバンティス新興国株ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

野村アバンティス新興国株ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

2. 約款変更の内容および理由

本書面決議の議案（重大な約款変更）は以下になります。

「野村アバンティス新興国株ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）」および「野村アバンティス新興国株ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）」（以下「各ファンド」といいます。）は、米ドル建ての外国投資信託であるアメリカン・センチュリー・ETF・トラスト・アバンティス・エマージング・マーケット・エクイティ・ETF および円建ての国内籍の投資信託である野村マネーマザーファンドへの投資を通じて、新興国の企業の株式を実質的な主要投資対象として、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なって参りました。

各ファンドの設定時点では、各ファンドが実質的に投資対象とする新興国株式のユニバースにおいて時価構成比率が10%を超える銘柄は存在していなかったことから、分散型ファンドとして同一銘柄の株式への投資割合の上限を純資産総額の10%とする旨を約款に規定していました。しかし、近年では各ファンドの実質的な投資対象ユニバースにおける上位銘柄の時価構成比率が大きく上昇し、2025年以降で10%を超える銘柄の存在が顕著となったことから、各ファンドが投資対象とする外国投資信託においても一部銘柄の投資割合が10%を超えることとなり、当該外国投資信託への投資比率を引き下げている状況です。

こうした状況を踏まえ、当該外国投資信託への投資比率を高位に維持することを目的に、各ファンドを特化型運用へ変更し、同一銘柄の株式への投資割合の上限を、特化型ファンドにおける支配的銘柄への投資上限と同水準である35%に引き上げる約款の変更（以下「約款変更」といいます。）を行なうため、約款変更に関する書面決議の手続きをとることといたしました。

詳細は、投資信託約款変更案の新旧対照表をご参照ください。

また、重大な約款変更が適用となる場合、各ファンドの投資リスクに以下の記載が追加されます。

<投資リスク：その他の留意点>

- ・ファンドの実質的な投資対象候補銘柄には、寄与度が高い銘柄、または寄与度が高くなる可能性のある銘柄が存在すると考えられます。そのため、ファンドは信用リスクを適正に管理する目的で一般社団法人資産運用業協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」における「特化型運用」を行なうファンドに該当します。当該制限に従って「特化型運用」を行なうにあたり、

特定の発行体が発行する銘柄に集中して実質的に投資することがありますので、個別の投資対象銘柄の発行体の経営破綻や経営・財務状況の悪化等による影響を大きく受ける可能性があります。

投資信託約款変更案の新旧対照表

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
運用の基本方針 <略> 1. 基本方針 <略> 2. 運用方法 (1)～(2) <略> (3) 投資制限 ①～⑤ <略> ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として <u>35%</u>以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。 3. 収益分配方針 <略>	運用の基本方針 <同左> 1. 基本方針 <同左> 2. 運用方法 (1)～(2) <同左> (3) 投資制限 ①～⑤ <同左> ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する<u>株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等</u>エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として<u>それぞれ 10%、合計で 20%</u>以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。 3. 収益分配方針 <同左>

以上

3. 変更の適用予定日

2027年2月26日

4. 諸手続きについて

2026年9月1日時点の各ファンドの受益者の皆様に対して、後日、各ファンドの議案に関する議決権行使書面を送付いたしますので、書面決議について議決権を行使される受益者の方は、2026年10月29日（必着）までに、議決権行使書面に必要事項をご記入のうえ、ご郵送ください。なお、議決権を行使されない受益者の方は、各ファンドの投資信託約款第45条第3項の規定により、各ファンドの議案について賛成するものとみなされます。また、各ファンドの議案は互いに独立しており、書面決議の結果、否決されたファンドについては約款変更を行ないません。

各ファンドの議案が可決された場合（各ファンドそれぞれにおいて、賛成する受益者の方の受益権の合計口数が、2026年9月1日時点の各ファンドそれぞれの受益権の総口数の3分の2以上となった場合）は、各ファンドそれぞれの約款変更の届出を行ない、2027年2月26日に約款変更いたします。

書面決議の結果にかかわらず、取扱販売会社においては、書面決議前と同様に、通常通り換金（解

約)のお申込みをお受けいたします。

各ファンドは、受益者の方が換金(解約)のお申込みを行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることによりお申込みに応じ、公正な価格により当該受益者の方に対して解約代金が支払われます。

そのため、各ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第18条第2項に定める委託者指図型投資信託に該当し、各ファンドの議案に反対された受益者の方が受託会社に対して投信法第18条第1項に定める受益権の買取請求を行なうことはできません。

以上

2026年8月31日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
野村アセットマネジメント株式会社